

徳島県企業管理規程第八号

川口ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年五月三十日

徳島県企業局長職務代理者

徳島県企業局副局長 中 川 雅 人

川口ダム操作規程の一部を改正する規程

川口ダム操作規程（昭和四十五年徳島県企業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

警報所名	所在地	サイレンの出力 (kW)	アンプの出力 (W)	操作方法
○川口	那賀郡那賀町吉野字川口35	7.5	100	有線
○とうらの滝	那賀郡那賀町延野字榎谷163-6	7.5	100	無線
○朝生	那賀郡那賀町朝生字川西64-3	7.5	100	無線
○百合	那賀郡那賀町百合字松の木178	7.5	100	無線
○仁字	那賀郡那賀町仁字字学原甲203-1	7.5	100	無線
○和食	那賀郡那賀町和食字町144-2	—	400	無線
○田野	那賀郡那賀町和食郷字田野22-2	7.5	100	無線
大田井	阿南市大田井町松ノ岡40-2	7.5	100	無線
細野	阿南市細野町長手58-1	7.5	100	無線
大井	阿南市大井町中筋57-1	3.7	100	無線
水井	阿南市十八女町大屋156	7.5	100	無線
加茂谷	阿南市加茂町カハヤ地先	7.5	200	無線
吉井	阿南市上大野町尻谷地先	5.5	200	無線
上大野	阿南市上大野町成国地先	5.5	100	無線

桶田	阿南市下大野町渡り上り地先	5. 5	100	無線
南島	阿南市上中町南島地先	5. 5	100	無線
大京原	阿南市那賀川町大京原字中屋287-1地先	3. 7	100	無線
中島	阿南市那賀川町赤池字堤下405	3. 7	100	無線
大野	阿南市辰巳町地先	7. 5	100	無線
出島	阿南市那賀川町中島地先	5. 5	100	無線

備考

- 貯水池からの最大放流量が120m³／S未満の場合の吹鳴箇所は、警報所名の項の○印の箇所とする。
- 貯水池からの最大放流量が120m³／S以上の場合の吹鳴箇所は、全箇所とする。別表第三の観測施設の構造又は能力の項中「音波式水位計」を「圧力式水位計」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。